

地域と障がい福祉のこれから

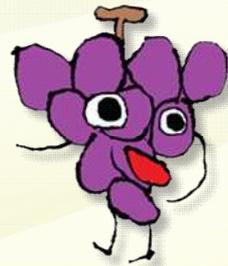
地域と障がい福祉のこれから

大刀洗町住民協議会

令和7年11月22日（土）



- 1 大刀洗町の障がい福祉の現状
- 2 大刀洗町の障がい福祉への取組
- 3 大刀洗町の事業所の紹介

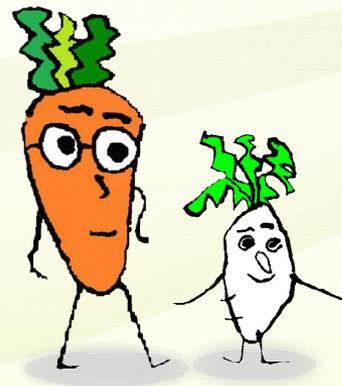


1 大刀洗町の障がい福祉の現状

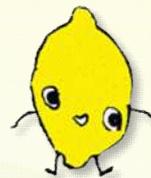
1-1 人口及び世帯数の推移

1-2 障害者手帳の種類と、所持者数

1-3 福祉サービスの種類と受給者数



1-1 人口及び世帯数の推移



人口・世帯等

年	人口				世帯数
	0～14歳	15歳～64歳	65歳以上	計	
R2	2333	9049	4425	15807	5854
R3	2377	8993	4490	15860	5965
R4	2394	9102	4480	15976	6157
R5	2404	9141	4502	16047	6334
R6	2443	9163	4558	16141	6478
R7	2417	9180	4559	16156	6541

(各年3月31日現在 資料：住民基本台帳)

R7のみ、10月1日現在

①身体障害者手帳 610人

身体障害者手帳は、（視覚、聴覚、や、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、など、永続する障がいがある方）は、申請によってその程度により1級から6級までの身体障害者手帳の交付を受けることができます。

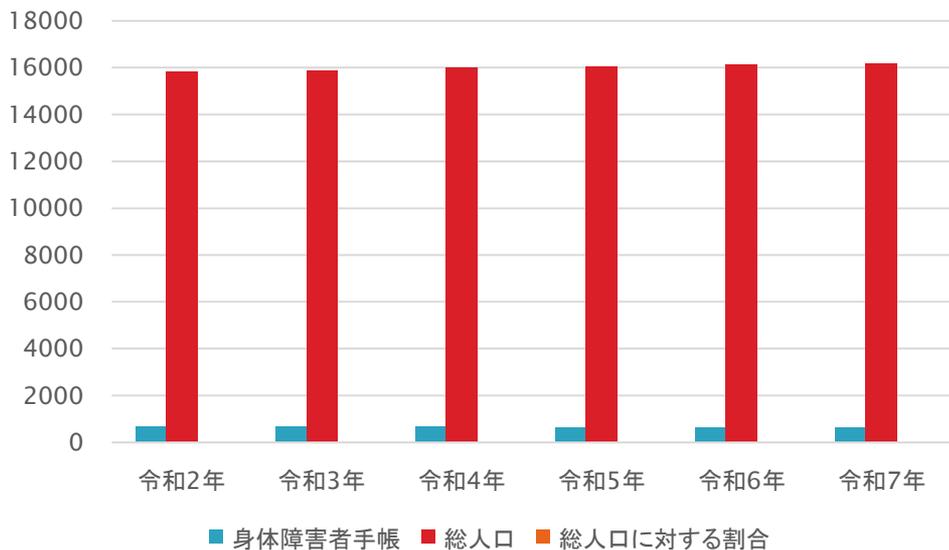


	R2	R3	R4	R5	R6	R7
身体障害者手帳	647	659	653	614	612	610
総人口	15807	15860	15976	16047	16141	16156
総人口に対する割合	4.09%	4.15%	4.08%	3.82%	3.79%	3.78%

国 割合	3.90%	4.00%	3.80%	3.80%
県 割合	4.20%	4.10%	4.10%	4.00%



身体障害者手帳



②療育手帳

202人

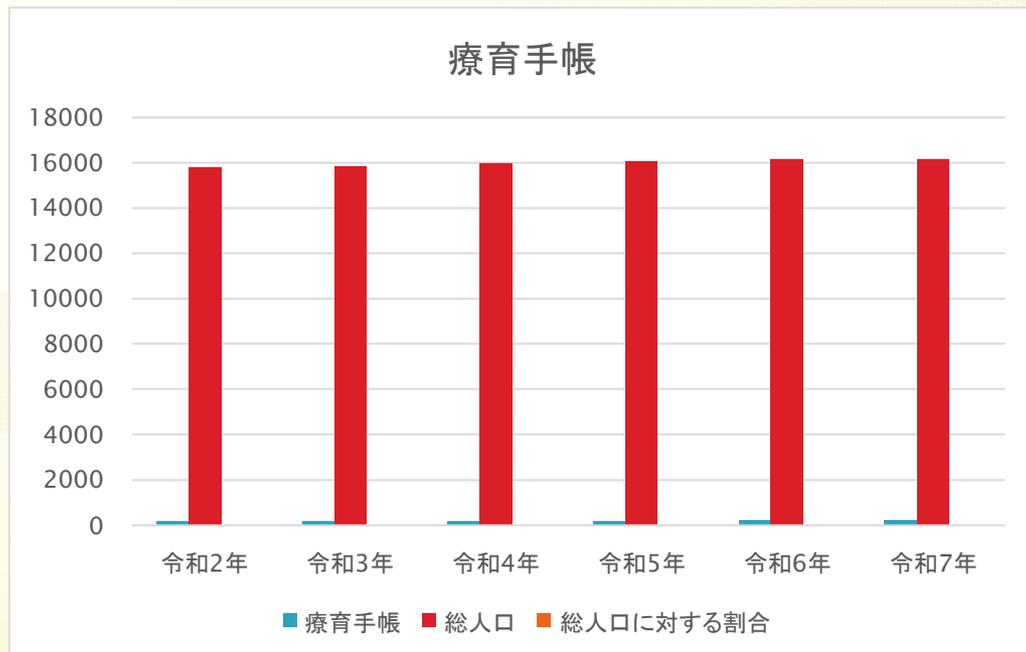
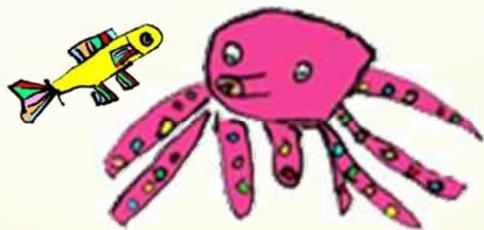


療育手帳は、知的障がいのある方がその障がいの程度により A1・A2・A3/B1・B2の療育手帳が交付されます。

A1（最重度・IQ20以下）・A2（重度・IQ21～35）A3（知的障がいが中度で身体障害者手帳1～3級を所持している方・IQ36～50で）・B1（中度・IQ36～50）・B2（軽度・IQ51～概ねIQ75）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
療育手帳	165	170	174	188	196	202
総人口	15807	15860	15976	16047	16141	16156
総人口に対する割合	1.04%	1.07%	1.08%	1.17%	1.21%	1.25%

国 割合	0.93%	0.96%	0.99%	1.00%
県 割合	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%



③精神障害者保健福祉手帳 142人

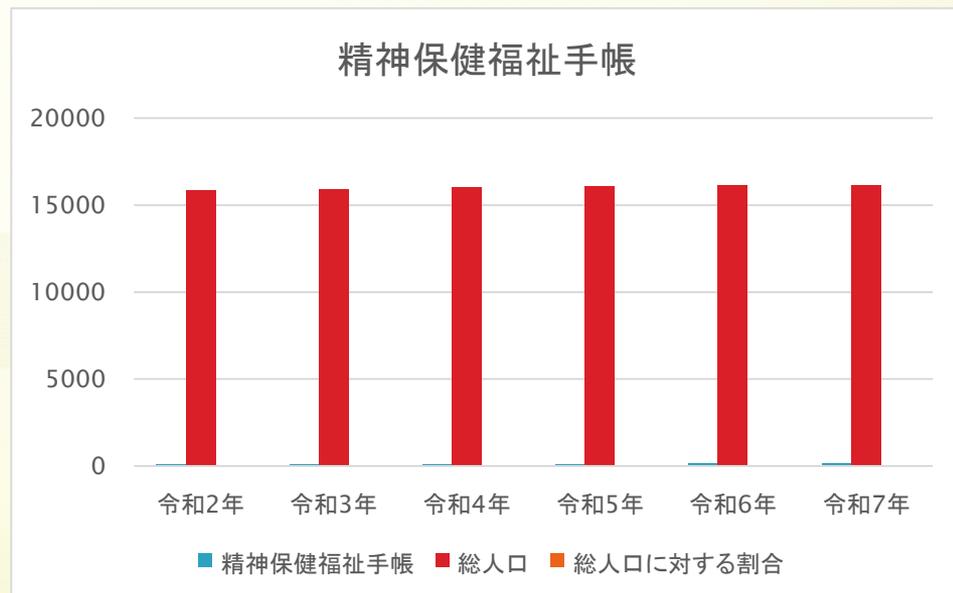
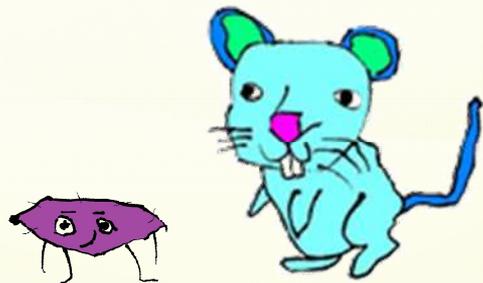


精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある方は、申請によって障がいの程度（1級～3級）に応じて、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

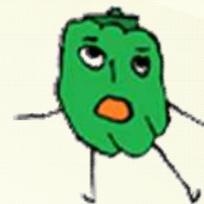
手帳の有効期限は2年で、2年ごとに障がいの状態を再認定し更新します。

	R2年	R3	R4	R5	R6	R7
精神障害者保健福祉手帳	96	101	119	100	136	142
総人口	15807	15860	15976	16047	16141	16156
総人口に対する割合	0.60%	0.63%	0.74%	0.62%	0.84%	0.88%

国 割合	0.90%	1.00%	1.00%	1.10%
県 割合	0.49%	0.53%	0.55%	0.58%



福祉サービスを利用する



✓・ 障がい児は159人 (令和7年10月1日時点)

障がい児の定義は18歳未満、また在学中の3月31日までは、児童のサービスを利用することができます。

✓・ 障がい者は153人 (令和7年10月1日時点)

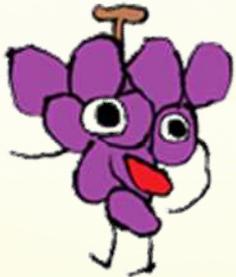
障がい者の定義は、18歳以上が対象となります。

①児童が利用できるサービス

- ・児童発達支援

就学前の児童が対象です。

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身につけること、集団生活への訓練が行われます。



・放課後等デイサービス

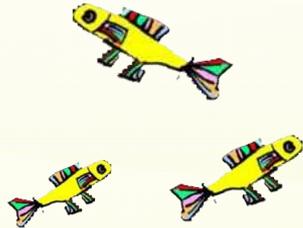
就学後、小学1年生～高校3年生までが利用できます。学校の放課後や長期休暇中に、日常生活のスキルや社会性を育むサービスが提供されます。



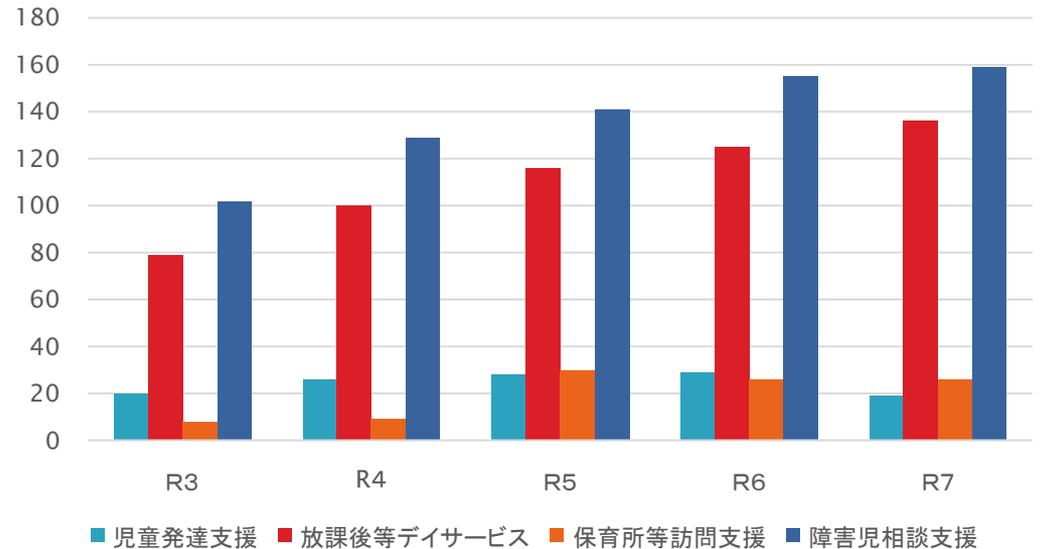
・保育所等訪問支援

児童の年齢に関わりなく利用ができます。児童が集団で生活している場所、保育園や小学校等で、サービスを受けるものです。

	R3	R4	R5	R6	R7
児童発達支援	20	26	28	29	19
放課後等デイサービス	79	100	116	125	136
保育所等訪問支援	8	9	30	26	26
障害児相談支援	102	129	141	155	159



児童のサービス利用



②障がい者が利用できる主なサービス

・生活介護

入浴、排泄、食事等の介助や、生活全般のアドバイス、創作活動、機能訓練等がおこなわれます。



- 短期入所

短期間施設に入所をするサービスです。

- 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し、居住・食事・日常生活の支援をおこなうサービスです。

・ 共同生活支援

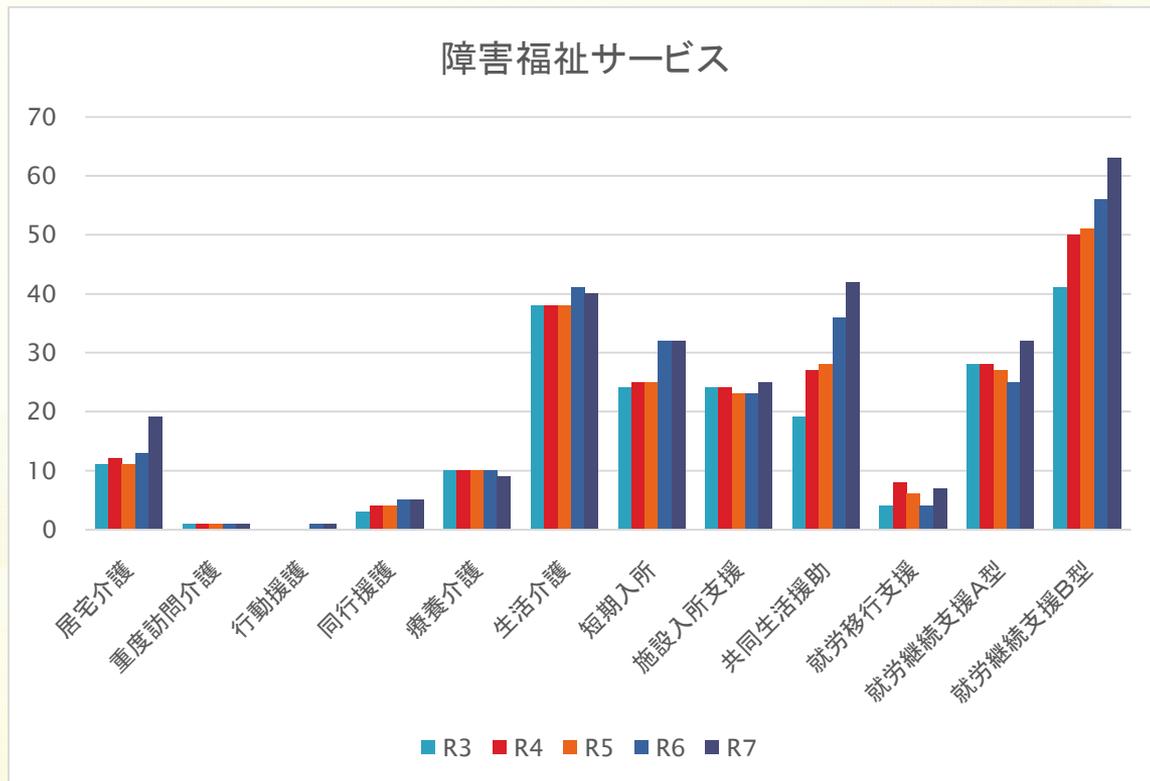
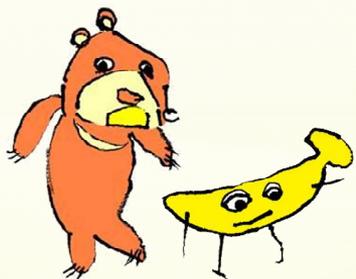
地域で共同生活を営む居住（グループホーム）において、日常生活の支援等を受けながら生活できるサービスです。

・ 就労継続支援（A型・B型）

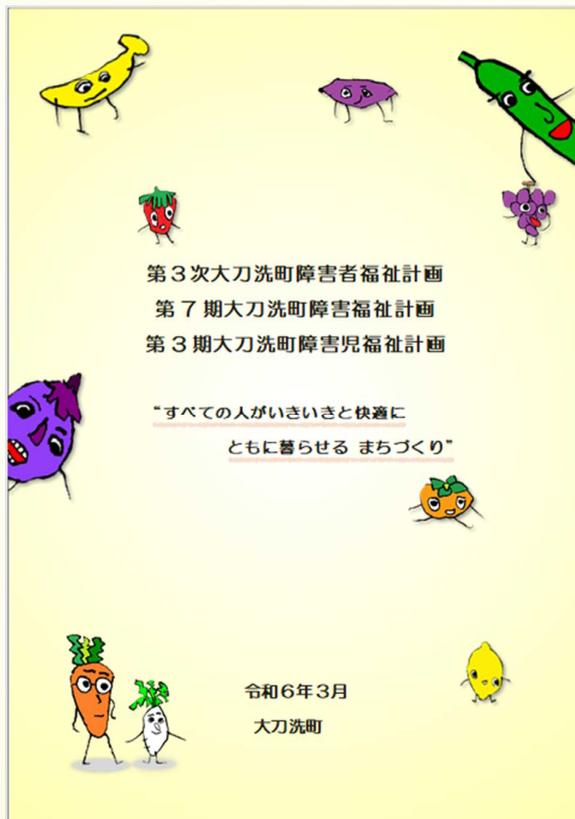
一般企業への就職が困難な方に働く場や、生産活動に参加できる居場所を提供するサービスです。



サービス種類	R3	R4	R5	R6	R7
居宅介護	11	12	11	13	19
重度訪問介護	1	1	1	1	1
行動援護	0	0	0	1	1
同行援護	3	4	4	5	5
療養介護	10	10	10	10	9
生活介護	38	38	38	41	40
短期入所	24	25	25	32	32
施設入所支援	24	24	23	23	25
共同生活援助	19	27	28	36	42
就労移行支援	4	8	6	4	7
就労継続支援A型	28	28	27	25	32
就労継続支援B型	41	50	51	56	63
計画相談支援	137	145	136	153	156



2 大刀洗町の障がい福祉への取組



基本目標 1 安心して暮らせる共生社会をつくるために

基本目標 2 地域での豊かな暮らしを支えるために

基本目標 3 自分らしくいきいきと活動するために

基本目標 1 安心して暮らせる共生社会をつくるために

計画目標 1

理解と交流の促進

障がい者が地域において自立して生活し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

施策の方向 1 相互理解・啓発活動の推進

【取り組み】 ① 障がいや障がいのある人への理解の啓発強化

施策の方向 2 権利擁護及び虐待防止対策相談支援体制の充実・強化

【取り組み】 ① 日常生活自立支援事業の利用促進
② 成年後見制度の利用促進
③ 障害者差別解消法について周知・啓発
④ 虐待防止対策の推進

施策の方向 3 福祉教育の推進

【取り組み】 ① 学校教育における福祉教育の充実
② 地域における福祉教育の充実

施策の方向 4 交流・ふれあいの促進

【取り組み】 ① 福祉施設の利用者との交流の促進
② 交流の機会の推進
③ 障がい者団体の活動支援

施策の方向 5 ボランティアの育成と活動の促進

【取り組み】 ① ボランティア活動の充実





生活環境の整備

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

施策の方向 1 福祉のまちづくりの推進

- 【取り組み】
- ① 公共施設のバリアフリー化
 - ② 道路の段差解消
 - ③ 公園等屋外施設のバリアフリー化
 - ④ まごころ駐車場利用促進
 - ⑤ ガイドヘルパーやボランティアの育成・養成
 - ⑥ タクシー料金助成制度の周知

施策の方向 2 住宅環境の整備

- 【取り組み】
- ① グループホームの整備の促進
 - ② 住宅改修の支援

施策の方向 3 防災・防犯対策の推進

- 【取り組み】
- ① 避難行動要支援者名簿の整備・更新
 - ② NET119、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等の周知
 - ③ 防災訓練等への参加促進
 - ④ 福祉避難所の指定
 - ⑤ 平常時における見守り体制の強化

施策の方向 4 情報のバリアフリー化の促進

- 【取り組み】
- ① 障がい特性に応じた広報等の推進
 - ② 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座の実施
 - ③ 手話通訳者・要約筆記者派遣
 - ④ 障害福祉サービスなどの情報提供の充実

計画目標

1

地域生活支援の充実

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図ります。

施策の方向 1

障害福祉サービスの充実

- 【取り組み】
- ① 在宅福祉サービス等の充実
 - ② 日中活動系サービスの充実
 - ③ 入所系サービスの充実
 - ④ レスパイトケアなどの充実

施策の方向 2

相談支援体制の整備

- 【取り組み】
- ① 相談支援体制の充実
 - ② 大刀洗町地域自立支援協議会の機能強化



計画目標

1

保育・教育・療育の充実

発達障がいを含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一環した支援を行います。

施策の方向 1 保育環境の向上

- 【取り組み】
- ① 障がい児保育の充実と保育環境の整備
 - ② 療育指導
 - ③ 保育にかかわる人材の育成・指導



施策の方向 2 教育環境の向上

- 【取り組み】
- ① 特別支援教育の充実
 - ② 学校等における障がいのある児童生徒との交流の促進
 - ③ 放課後対策の充実
 - ④ 教育環境の整備・充実
 - ⑤ 教育相談・進路相談
 - ⑥ 教育に関わる人材の育成・指導



施策の方向 3 生涯学習・スポーツ等への参加促進

- 【取り組み】
- ① 参加機会・情報提供の充実
 - ② スポーツ・レクリエーション大会の参加促進



ラッピングトラック お披露目を開催

芸術活動への参加を通じて、障がいのある方たちの生きがいや自信を育て、地域での自立と社会参加を促進すること、障がいのある人への理解と啓発を目的に、ラッピングトラックを制作しました。実施したラッピングトラックのお披露目会を開催します。当日は、参加者の皆さんと一緒にテープカットを行います。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

▶日時 12月7日
午前10時30分～

▶会場 役場駐車場

▶持ち物 はさみ

※この事業は、地域おこし協力隊の山田貴氏らがプロダクトデザイナーとして、大刀洗町（株）株式会社ツルギ（トラック提供）×日本経済大学（デザイン専攻）が連携して行う生涯学習連携事業です。

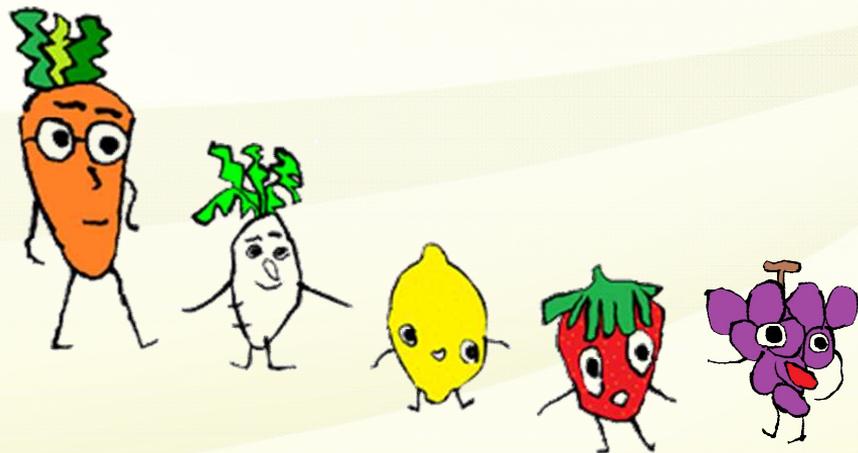


では、地域の課題とは？

①障がいへの理解と、啓発

②地域の中での居場所

③情報が届いているのか



3 大刀洗町の事業所の紹介

①医療福祉センター聖ヨゼフ園

②株式会社Unique

③社会福祉協議会

①医療福祉センター聖ヨゼフ園 富松一教

【自己紹介】

勤務先：医療福祉センター聖ヨゼフ園
地域福祉部

職種：相談員

業務内容：入所施設と地域社会との
連携業務

短期入所、ボランティア、
施設見学の受入窓口業務

社会・地域における公益的
取り組みの実施 等

【事業所紹介】

(事業所のサービス内容)
医療型障害児入所施設・療養介護

(事業所住所)
三井郡大刀洗町大字山隈374-1

(スタッフ数)
約200名

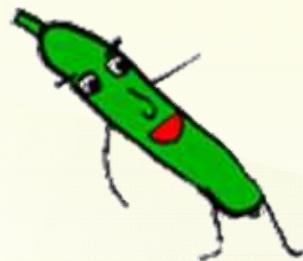
(入所定員) 120名

(入所者数) 120名

【業務で関わっている障がい種別・年齢】

障がい種別 : 重症心身障害

年 齢 : 3歳～76歳



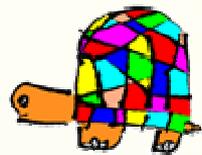
【業務の中で・・・】

- 当園の入所者は障害の程度が重く、一人一人の支援に時間がかかってしまうので、施設以外の人と関わる機会や外出等の活動を楽しむ時間が思うようにはとれません。
遊び相手や話し相手、お散歩の介助等、利用者の方と関わっていただけるボランティアの方等が増えるとありがたいと思っています。
- 入所施設のこと、その中で生活してある利用者の事など、地域の方々に知ってもらいたいと思っています。入所施設の事を知りたいと思っている地域の方々の見学等が増えるとありがたいです。

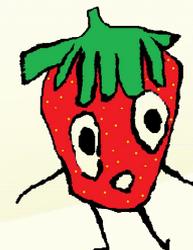
【施設外観】



【スタッフ】



【日中活動の様子】



②株式会社Unique 長野清一郎

障がいがあってもなくても、
一生涯生きやすい町づくりを！

株式会社Unique

理念 「すべての“個性”にかがやきを！」

代表取締役 長野清一郎（作業療法士）

自己紹介

- 株式会社Unique 代表取締役／作業療法士
- 福祉サービス2拠点を運営
- 医療・福祉・地域をつなぐ活動を展開



【写真】（左）共同代表 原田、（右）長野

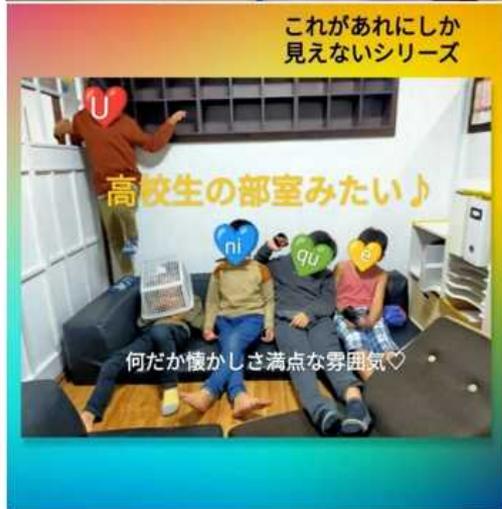


【写真】個性の発信の場 「UniqueFES」

事業所紹介①：Unique TACHIARAI HOME

- ◆ サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス・
保育所等訪問支援
- ◆ 所在地：三井郡大刀洗町大字山隈1309-8
- ◆ スタッフ：13名（常勤10・非常勤3）
- ◆ 定員：20名／利用登録児童：102名
- ◆ 対象：発達障がい・知的障がい（4～18歳）





こどもが
自分らしく
個性豊かに
いられる場
= Unique

事業所紹介②：Unique Hananoya

- ◆ サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・居宅訪問型
- ◆ 所在地：三井郡大刀洗町大字本郷3240-12
- ◆ スタッフ：11名（常勤7・非常勤4）
- ◆ 定員：10名／利用登録児・者：21名
- ◆ 対象：重症心身障がい・肢体不自由（2～30歳）





気づきから➡できた！
という自信へ♪

そして・・・
自信を地域（世の中）へ
発信する場所
=Unique



地域で見えてきた課題（TACHIARAI HOME）

- ①医療機関での診察までの待機期間が長い
- ②中高生の放課後支援の時間的制約
- ③グレーゾーン児への理解不足
- ④学校に行きづらいお子様（不登校児）の居場所不足
- ⑤個別療育・訪問支援スタッフの人材育成



<事業所としての取り組み>

- ①福祉サービスの中で『親子で通う個別療育（リハビリ）』を独自に実施。
- ②中学生のグループ支援を実施
- ③啓発活動としてのイベント事業の企画・運営
- ④学校に行きづらいお子様（不登校児）の居場所支援
- ⑤OJTの教育システムで個別療育や訪問支援が行えるスタッフ育成

地域で見えてきた課題（Hananoya）

- ①医療的ケア児の通所先が少ない
- ②送迎範囲（うきは・杷木方面）の課題
- ③医療ケアで活動時間が限られる
- ④外出・社会参加の機会不足



<事業所としての取り組み>

- ①重度の方を対象としていた事業所でありましたが、動ける医療ケアの必要なお子様～大人の方の受け入れを実施。
- ②送迎範囲の拡大を検討中
- ③古民家で広い庭、ウッドデッキから池が見れるという環境で、ケアの間の時間で活動が行いやすい。
- ④製作活動も行い、積極的に地域のイベントへ参加

これからのまちづくりへ

- 地域全体で“生きやすさ”を支える
- 医療・福祉・地域が
つながることで
誰もが安心して
暮らせる社会へ



③社会福祉法人大刀洗町社会福祉協議会 池松昌亀

【自己紹介】

勤務先：大刀洗町社会福祉協議会
地域福祉課

職 種：地域福祉課長（社会福祉士）

業務内容：法人運営
地域福祉事業
日常生活自立支援事業
生活支援体制整備事業
福祉有償運送事業
一般・特定・障害児相談支援事業
アウトリーチ等を通じた継続支援
共同募金・歳末たすけあい運動
保育園運営

【事業所紹介】

事業内容：地域福祉事業
保育所運営 ほか

事業所住所：三井郡大刀洗町大字富多819

職員数：約100名（うち本部職員14名）

【事業紹介】

○要援護者見守りネットワーク事業

- ・要援護者見守りネットワーク幹事会、全体会の開催
- ・行政区別小地域協議会への参加
- ・たちあらい企業見守りネットワーク事業の推進

○福祉協力員の委嘱・育成 ○地域福祉講座 ○社会福祉法人情報交換会 ○男性の料理教室 ○福祉バス運行事業

○ミニデイサービス事業 ○シニアクラブ運営支援 ○折り紙サロン ○健康マーじゃんサークル ○思いやり卓球

○身体障がい者福祉協会運営支援 ○車いす貸出

○自立支援協議会

(全体会・定例会・居場所交流部会・差別解消啓発部会・サービスネットワーク部会・フリースペースだんだん ほか)

○ボランティアセンター運営

(運営委員会・ボランティア入門講座・朗読ボランティア講座・災害ボランティア講座) ○ボランティア保険加入手続き

○ボランティア連絡協議会支援 ○ボランティア団体育成・活動支援 ○ボランティア情報誌ちょぼら発行

○ボランティアコーディネート(大刀洗中学校との連携 ほか) ○福祉教育連絡会 ○福祉協力校事業

○小中学校への福祉教育協力 ○共同募金 ○歳末たすけあい運動 ○在宅介護者の会「とまり木の会」

○障がい者当事者及び家族の会「語ろう会」 ○社協だより発行 ○心配ごと相談 ○無料弁護士相談

○日常生活自立支援事業 ○生活福祉資金貸付事業 ○フードバンク事業 ○フードパントリー

○ふくおかライフレスキュー事業 ○障害者自立支援事業(ホームヘルプ) ○福祉有償運送事業

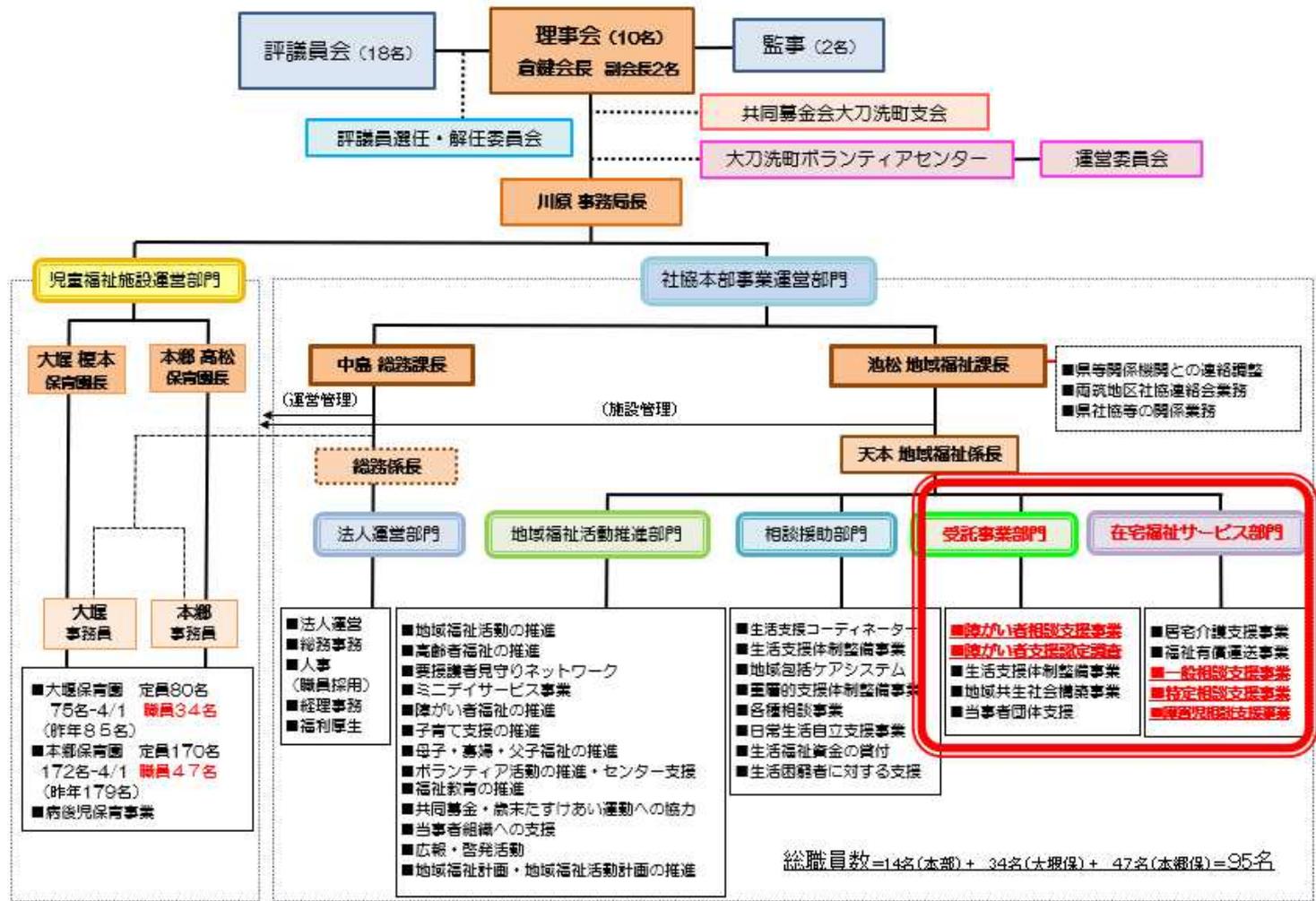
○一般相談支援事業 ○特定相談支援事業 ○障害児相談支援事業 ○障がい者相談支援事業(委託相談)

○保育園運営事業(大堰・本郷) ○病後児保育事業 ○生活支援体制整備事業 ○アウトリーチ等を通じた継続支援

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ○福祉事務所未設置町村相談事業 ○せいかつ☆ふくし相談窓口

○災害ボランティアセンターの運営 ○被災地災害ボランティアセンター運営支援 ほか

大刀洗町社会福祉協議会 組織体制図



大刀洗町社会福祉協議会における 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく事業

- 一般相談支援事業（障害者総合支援法）
 - ・基本相談支援
 - ・地域移行支援
- 特定相談支援事業（障害者総合支援法）
- 障害児相談支援事業（児童福祉法）
 - ・基本相談支援
 - ・計画相談支援
 - サービス利用支援（ケアプランみたいなもの）
 - 継続サービス利用支援（モニタリング）
- 障害者相談支援事業（委託相談）

大刀洗町社会福祉協議会における 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく事業

○基本相談支援

- 障害のある方やその家族が抱える生活全般の悩みや課題に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。
- 適切な障害福祉サービスが利用できるよう、市町村やほかの関係機関との連絡・調整を行う。

○地域移行支援

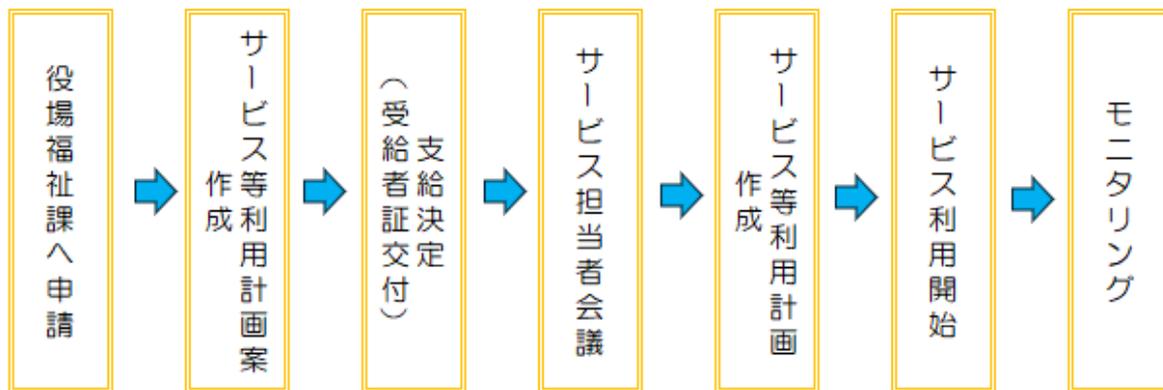
- 病院や施設に長期間入所・入院している方が、地域社会での生活へ移行できるよう、住居探しや生活準備、関係機関との調整などを支援。

大刀洗町社会福祉協議会における 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく事業

○計画相談支援（障害者・障害児）

障害等のある方が、自立した生活を送るために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、利用者の意向や状況を把握し、「サービス等利用計画」の作成や、サービス利用に関する相談、関係機関等との調整を行う。

障害福祉サービス利用までのながれ



大刀洗町社会福祉協議会における 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく事業

○障害者相談支援（委託相談）

「障害」に関する「一般的な相談」として、計画相談（サービス利用）に繋ぐまで、またはサービスにつながらない場合の継続相談など、何らかのサービスにつながっていない方への相談支援。

○○相談・△△相談・相談××とかいろいろあるけど、
よくわからない！

大刀洗町社会福祉協議会における 障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく事業

社会福祉協議会には、「相談支援専門員」が在籍しています。

障害に関する「悩みごと」「困りごと」に対して「相談」を受けることが「相談支援専門員」の業務の中心です。

そこから、制度上のサービスを利用するための手続や、具体的にどのようなサービスを使っていくかという「サービス等利用計画（介護保険で言うケアプラン）」を立てたり、医療や介護保険など他の制度を利用するなど、ご本人のご意向を聞きながら、制度やサービスに繋ぎ、暮らしやすい生活を一緒に考えます。

支援をしていて感じること

- 誰もが「支援」を「受けない」と思っているわけではない。
- それでも「制度」「サービス」を受けないと生活できない。
- 「障害」だけが「暮らしにくさ」ではない。
→ 家族・子ども・高齢・病気・収入・環境などなど
- 「相談」するための「一歩」は、自分以外の「後押し」
→ 家族・親族・隣近所の一言が支援の第一歩
- 「制度」「サービス」だけでは全ての生活は支えられない。
→ その地域の課題を解決するためには、
その地域の人の力が必要
- 「障害」を持っていてもできることはたくさんある！